

関西電力(2020年6月30日) 日置川原発立地事務所 閉める!

1978年(昭和53年)頃から関西電力は日置川原発立地をめざして、白浜町(旧日置川町)に事務所を設置し、40年余り関西電力に就職や関連会社への就職斡旋や招待旅行、また病人を大阪の関西電力病院に連れていくなど、色々と手を変え品を替えて町民に取り入ってきました。

ここ十年程は、町内の民泊活動を「地域貢献」として支援するなどして、多い時には7~8名の職員を常駐して活動を展開してきました。

事務所閉鎖の表向きの理由は「耐震性がないので閉める」としているが、建物は壊さずにそのまま残すということです。

最近の関西電力は、「原発不正マネー事件」関電役員の不正行為などの社会的信用は地に落ちており、年々高くなる原発コストや重大事故を起こせば、数十兆円の費用がかかることが分かったのに国は見直しを示めしていません。

使用済み核燃料中間貯蔵施設問題は、2017年(平成29年)11月に福井県知事が関電社長と対談し、大飯原発3・4号機の再稼働を認める代わりに、使用済み核燃料の貯蔵施設を県外に設置することを条件に認める約束をしました。

当初は2018年(平成30年)に候補地を決め、2020年(令和2年)に工事を開始し2030年から稼働させると発表していたのを、候補地決定を2020年までに延長しました。

このことに対して私たちは、2018年7月に「核のゴミはいらん白浜・日置川の会」を結成して講演会や学習会、請願活動や町長交渉など、また町議会毎に仲間の議員が一般質問して条例制定運動を求めて来ました。

ようやく2019年12月18日白浜町で「核のゴミ拒否条例」が全会一致で可決されました。条例は「安全・安心なまちづくり推進条例」という名称となっており、まちづくりに影響を及ぼすと危惧される事項は認めない。と規定されている中に、「原子力発電所の核燃料、使用済み燃料などを町内に持ち込むことや、それらを貯蔵、処分する施設の建設を認めない」としています。

この条例を読めば、核燃料や放射性廃棄物の持ち込みや貯蔵が一切できなくなることは、はっきりしています。

この条例が制定された日の夕方、マスコミの取材に応じた関西電力は「将来の立地地点として地元情勢を鑑みながら、地道に取り組んでいく。今後も地元の情勢をふまえて適切に対処したい」と私たちの気持ちを逆なでするような談話を発表しました。

2020年6月30日で関西電力は日置川事務所を閉めたとしても、白浜町の日置川地区に62haの広大な土地があり、地元の意思とは関係なく今後も工作活動を続けていくということなので、私たちはこれからも気を抜くことなく反対運動を続けていかなければならないと考えています。

2020年7月1日 核のゴミはいらん日置川の会